

# 深川市耐震改修促進計画（第2期）

## 概要版



令和3年4月 深川市

### はじめに：耐震改修促進計画の背景・目的（計画1～2ページ）

深川市耐震改修促進計画は、昭和56年以前に建築された市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定しています。

#### 1 耐震改修促進法の制定・改正

平成7年の阪神・淡路大震災での被害、特に死者の大半が住宅をはじめとする建築物の倒壊によるものだったことを受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定されました。

しかし近年、全国各地で大地震が頻発していることから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国と地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建物所有者に対する指導等が強化されることとなりました。

#### 2 深川市耐震改修促進計画の策定

このような動向を受け、深川市においても国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や平成18年12月に策定された「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、平成21年3月に「深川市耐震改修促進計画」を策定しました。

#### 3 東日本大震災の発生

平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える巨大な地震や津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらしました。

国では、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、北海道においても、令和3年4月に北海道耐震改修促進計画の見直しが行われています。



### 深川市耐震改修促進計画の見直し

こうした状況を踏まえ、これまでの「深川市耐震改修促進計画」の実施状況に関する調査や検証を行うとともに、耐震改修促進法の改正及び北海道耐震改修促進計画を踏まえて、計画の見直しを行いうものであります。

#### 4 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は深川市全域とし、計画期間は10年間（令和3～12年度）としますが、耐震化の目標については、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画と合わせて令和7年度に設定します。

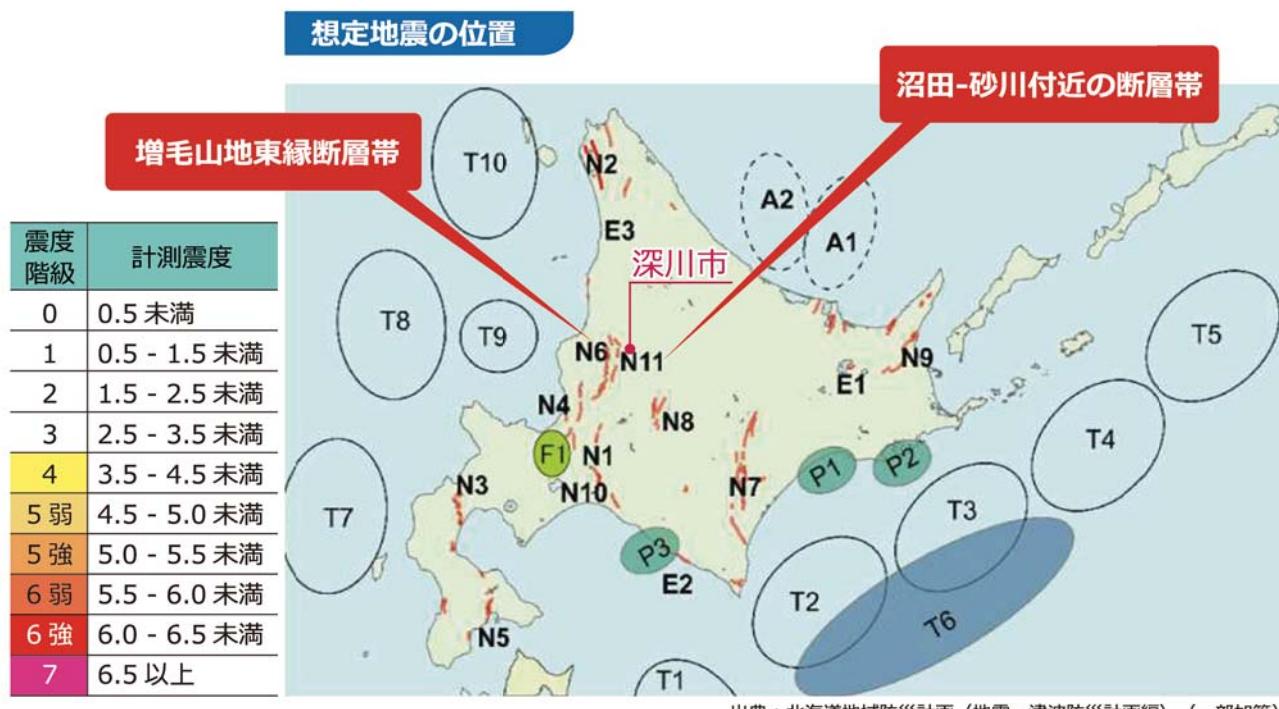
なお、社会経済状況や関連計画の変更等により、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

## 想定される地震（計画6～9ページ）

北海道耐震改修促進計画では、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編 令和元年5月修正）における想定地震を道内で想定される地震としております。

北海道地域防災計画では、海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して地震を想定、また、減災目標を検討するための詳細な被害想定を算定していく想定地震として、24地震54断層モデルを選定しています。

24地震54断層モデルの想定地震における深川市内の最大震度は、**沼田-砂川付近の断層帯（30\_4）**が震度階級で**7**となり最大となります。



### 想定地震における深川市内の平均震度・最大震度（上位2地震抜粋）

想定地震	モデル	最大震度 <sup>※2</sup>		平均震度 <sup>※3</sup>	
		(計測震度)	震度階級	(計測震度)	震度階級
増毛山地東縁断層帯	30_2 <sup>※1</sup>	6.433	6強	5.419	5強
	45_1	6.254	6強	5.223	5強
	<b>45_2</b>	<b>6.499</b>	<b>6強</b>	<b>5.474</b>	<b>5強</b>
	45_3	6.183	6強	5.030	5強
	45_4	6.395	6強	5.390	5強
	45_5	6.043	6強	4.771	5弱
沼田-砂川付近の断層帯	30_3	6.884	7	5.651	6弱
	<b>30_4</b>	<b>7.214</b>	<b>7</b>	<b>5.651</b>	<b>6弱</b>
	45_1	6.820	7	5.515	6弱
	45_2	6.646	7	5.446	5強
	45_3	6.865	7	5.545	6弱
	45_4	7.134	7	5.532	6弱

※1 「30\_2」のうち、「30」は傾斜角、「2」はモデル番号を示す。

※2 最大震度とは市内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※3 平均震度とは市内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

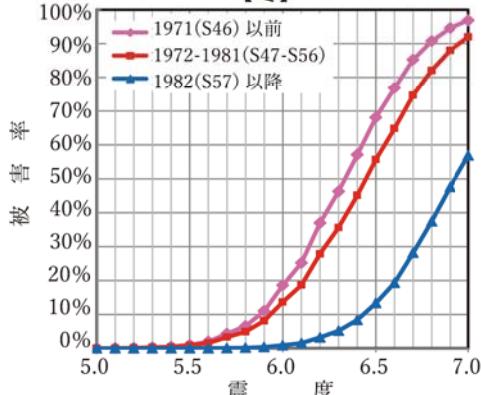
# 被害の予測：地震の揺れによる被害想定（計画13～15ページ）

## 1 地震の揺れによる建築物被害の想定

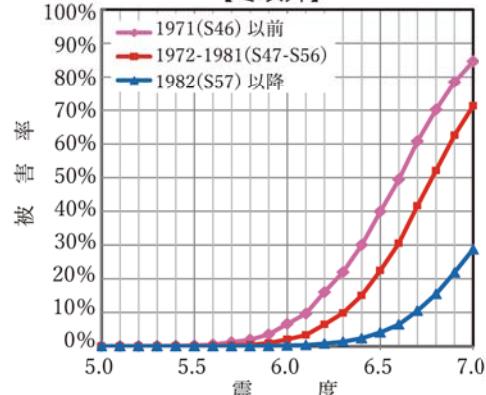
昭和56年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和57年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、また、積雪時の積雪荷重を考慮した冬の場合には、冬以外に比べて全壊率・全半壊率が高くなると想定しています。

震度と木造全半壊率との関係

【冬】



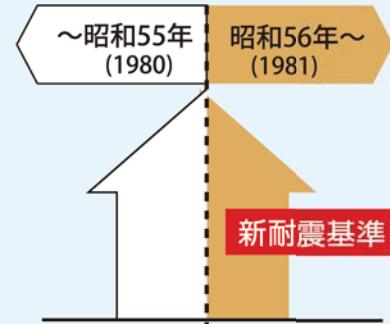
【冬以外】



出典：平成28年度地震被害想定調査結果（北海道）

### 耐震基準（昭和56年以前と昭和57年以降の建築区分）について

現在の耐震基準の原型は昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。



### 新耐震基準について

「新耐震基準」の目的は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことです。

## 2 想定地震の揺れによる被害想定

想定地震において震度が最大となる沼田 - 砂川付近の断層帯（30\_4）の地震の冬の場合、地震の揺れによる全半壊棟数は10,319棟で全半壊率は56.1%、うち全壊棟数は7,033棟と甚大な被害が想定されています。

また、増毛山地東縁断層帯（45\_2）の地震の冬の場合においても、地震の揺れによる全半壊棟数は3,964棟で全半壊率は21.6%、うち全壊棟数は1,413棟となっています。

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数（棟）			全半壊率（%）
					全壊棟数	半壊棟数		
沼田 - 砂川付近の断層帯	30_4	7.214	7	冬	10,319	7,033	3,286	56.1%
				冬以外	7,722	4,554	3,168	42.0%
増毛山地東縁断層帯	45_2	6.499	6強	冬	3,964	1,413	2,551	21.6%
				冬以外	2,092	591	1,501	11.4%

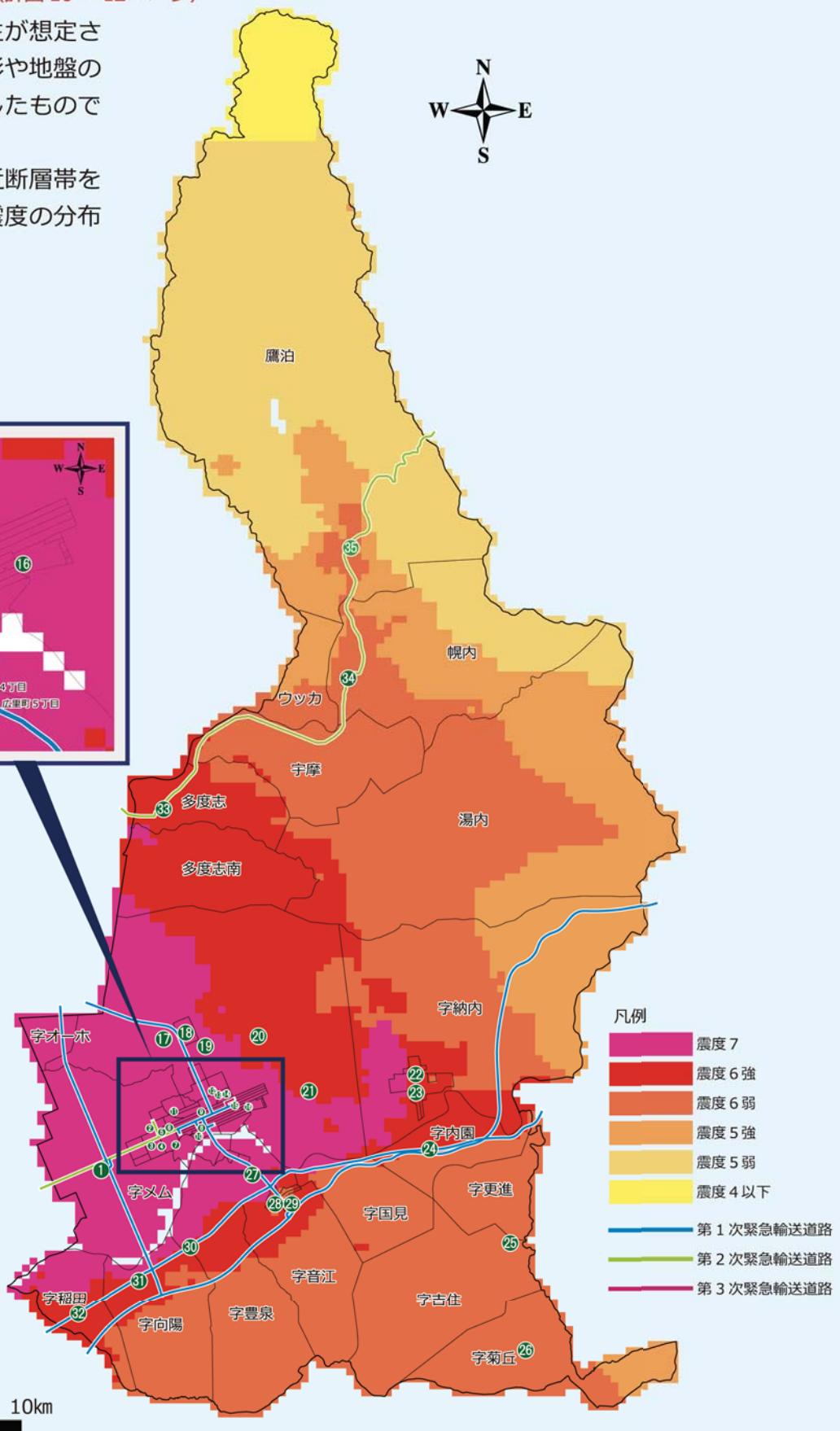
（全体棟数 18,390 棟）

# 深川市 地震ハザードマップ

## 揺れやすさマップ (計画 10 ~ 12 ページ)

揺れやすさマップとは、発生が想定される地震に関する情報と、地形や地盤の状況から求めた想定震度を示したもので

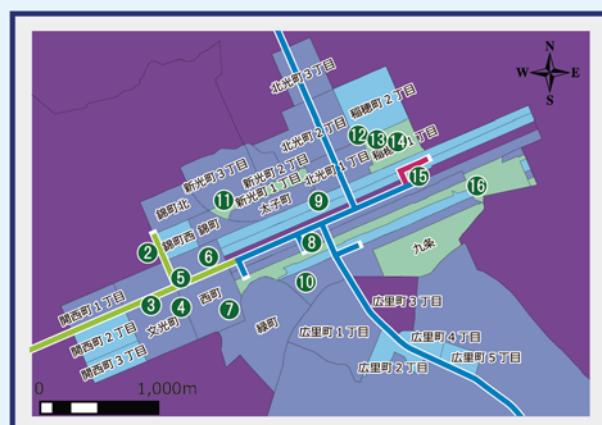
す。  
この図には、沼田－砂川付近断層帯を震源とする地震で想定される震度の分布を示しています。



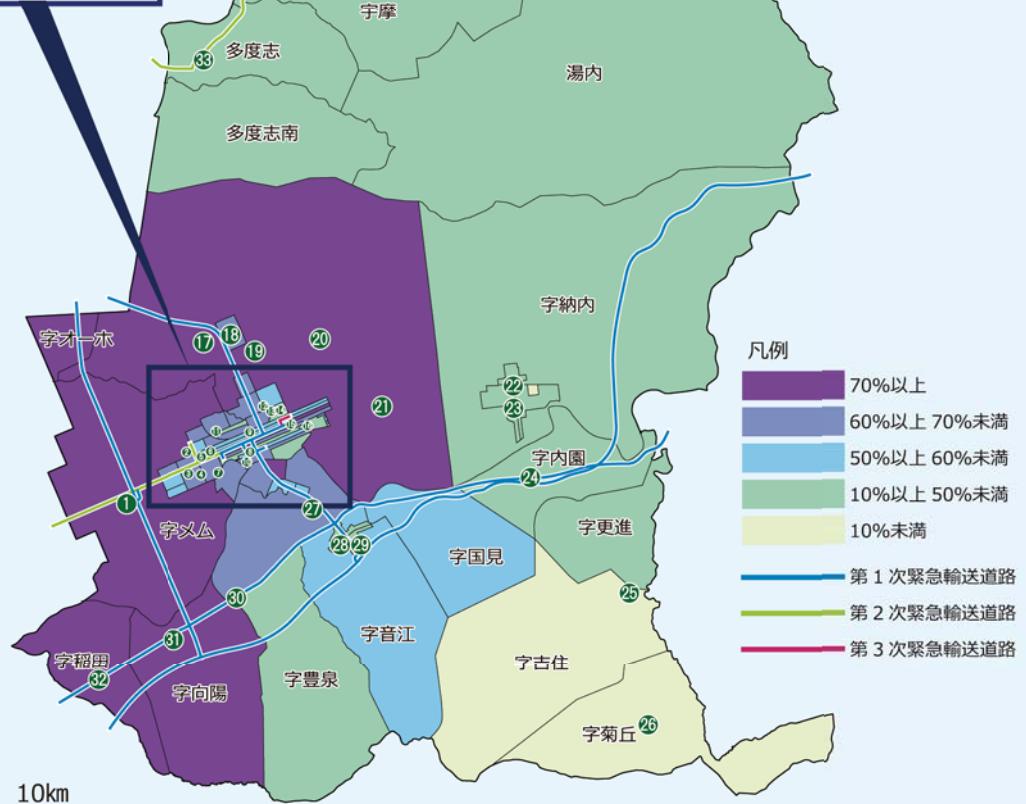
# 地域の危険度マップ (計画 16 ~ 23 ページ)

地域の危険度マップは、冬の積雪時に『揺れやすさマップ』で示した強さの揺れとなつた場合に、建物の被害が生じる程度を「危険度」として表したもので、「危険度」は、地震時に全半壊する建物の割合を表示したものです。

なお、危険度マップは、地震による個々の建物の危険度を表したものではなく、各地域の建物被害を相対的に表示したもので、危険度は、建物の構造(木造・非木造)、建築年次により区分し、地域(町丁目)ごとで建物の全半壊する割合を算出したものです。地域(町丁目)の震度が同一の場合では、古い建物、木造の建物が多い地区ほど建物全半壊率が高くなります。



中央部拡大図



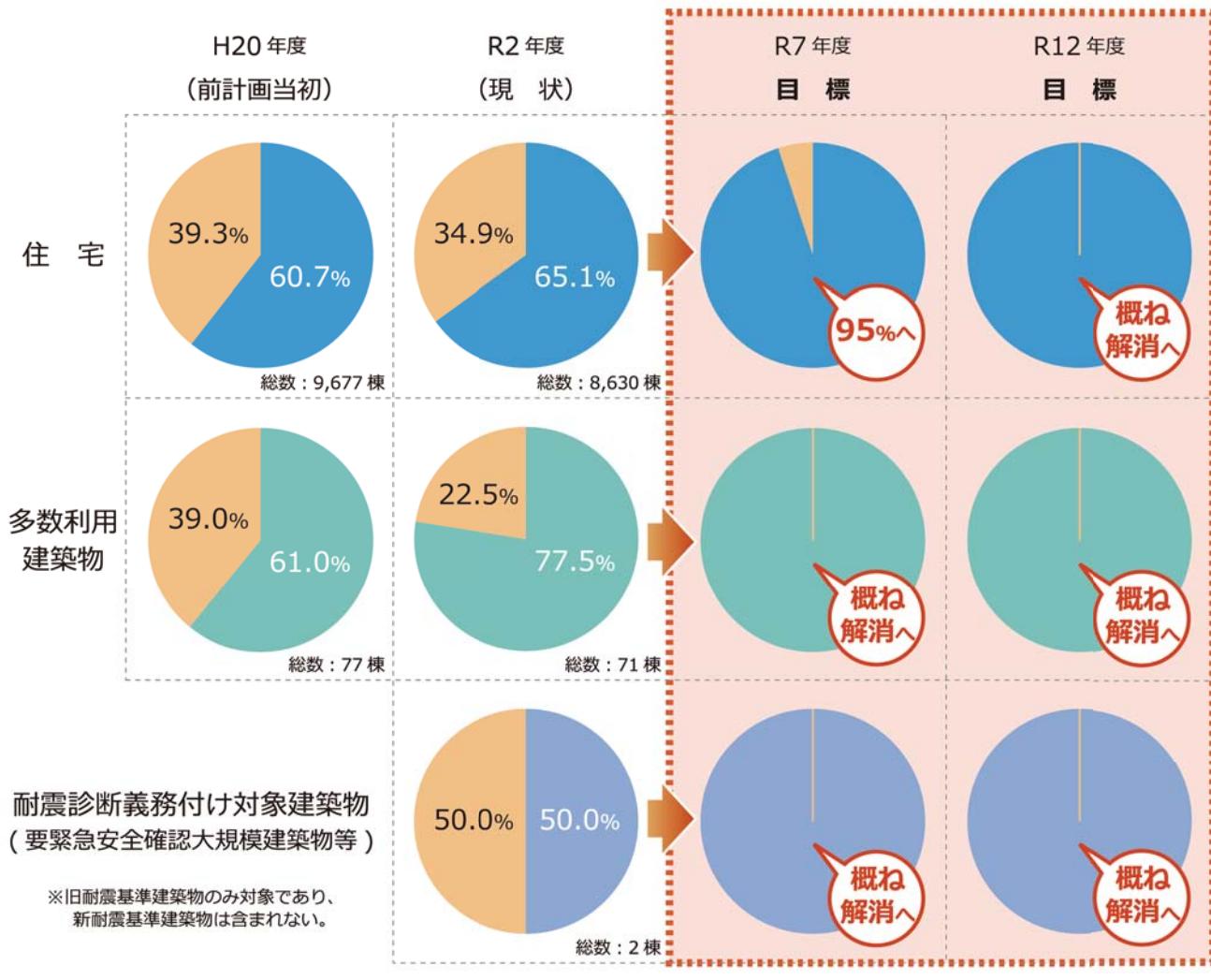
## 住宅・建築物の耐震化の現状と目標 (計画24~41ページ)

市内の住宅・建築物の令和2年度現在の耐震化率は、住宅が65.1%、多数利用建築物が77.5%、耐震診断義務付け対象となる建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）が50.0%となっています。

前回計画策定時の平成20年度から、住宅・多数利用建築物とともに耐震化率は増加したものの、さらなる耐震化の促進が必要となります。

本市においては、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針」や北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、目標年度を令和7年度と計画期間である令和12年度に設けるとともに、住宅、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の目標は下図のとおり定め、耐震化の促進に取り組みます。

耐震診断義務付け対象となる建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）は、北新小学校及び深川市役所であり、そのうち耐震性が不十分である深川市役所については、令和3年度より改築予定のため、令和7年度までに解消される見込みです。



■ 耐震性を有する

■ 耐震性が不十分

多数利用建築物

耐震改修促進法第14条第1号に規定する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

耐震診断義務付け対象建築物  
(要緊急安全確認大規模建築物等)

建築物耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認記載建築物であり、旧耐震基準の建築物が対象

# 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策 (計画42~46ページ)

本市は、所有者が耐震化に取り組みやすい環境づくりや支援策の整備などの施策を講じて耐震化を促進します。

基本的方向	施 策	施策内容
1 耐震改修促進 のための 啓発や知識の 普及	(1) 耐震化の必要性に係る 普及・啓発	住宅や建築物、ブロック塀等の地震防災対策に関する所有者への啓発、知識の普及を図るため、広報誌やホームページなどを活用し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を積極的に行います。
	(2) 地震ハザードマップの 作成・公表	大きな影響を及ぼすことが想定される地震の被害予測、避難施設等の防災情報を地図上に表した地震ハザードマップや耐震化に係る支援制度の内容が記載されたパンフレットを作成し、広報誌及びホームページで公表します。
	(3) リフォームにあわせた 耐震改修の普及	リフォーム工事に合わせて耐震改修の誘導を図ります。 また、北海道などが開催する住宅耐震セミナー等の講習会の情報提供を行うとともに耐震化の意識啓発を進めます。
2 耐震診断・ 改修促進の ための 環境整備	(1) 安心して相談できる 環境の整備	建築住宅課に相談窓口を設け、市民が耐震化に取り組むための相談体制の充実に努めます。 また、北海道では、既存建築物に係る耐震診断及び耐震改修を行う専門技術者講習の受講者登録名簿を公表しているため、この名簿を活用し専門技術者の紹介などを行います。
	(2) 耐震化の普及に向けた 技術者講習会の周知	北海道と連携して各種講習会への受講を奨励するとともに、耐震診断及び耐震改修の専門技術者登録への啓発に努めます。 また、本市においても関係機関との意見交換や技術研修を通して専門的知識を有する職員の育成を図ります。
	(3) 耐震性能のある住宅・ 建築物を取得しやすい 環境づくり	昭和 56 年以前の中古住宅を取得する際の住宅ローン減税等の税制特例措置要件に関する情報発信を行う等、耐震性能を有する良質な中古住宅の市場形成に努めます。
	(4) 耐震化に関する地域の 連携	地域の町内会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待されております。 また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO 法人との連携など幅広い取り組みが求められております。 このような取り組みに対して、関係所管と連携し各種情報の提供などにより支援していきます。
3 耐震診断・ 改修の促進を 図るための 支援・助成	(1) 耐震診断・改修費用の 助成	耐震改修を実施するには相応の費用負担を要することから、本市では、木造住宅における無料耐震診断及び耐震性能を有しない住宅に対する助成制度を設けています。 今後、北海道や国の補助制度を活用した耐震性能を有しない住宅に係る耐震改修助成の拡充や、耐震診断及び耐震設計助成について検討します。 また、民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化促進に向けて、該当建築物に対する耐震診断や耐震改修等の助成についても検討します。
	(2) 税制上の優遇制度	一定の条件を満たして耐震改修を実施した住宅に対しては、所得税の控除や固定資産税の減額、住宅ローン減税といった税制上の優遇措置があることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。
4 地震時の 総合的な 建築物の 安全対策の 推進	(1) 老朽空き家等の解体や 老朽住宅建替えの促進	昭和 56 年以前に建てられ老朽化が進む空き家等については、解体や建替えを促進し、地震時の周辺環境への安全対策を図ります。
	(2) ブロック塀等の安全 確保に関する情報発信	ブロック塀等の所有者等に対して、ブロック塀等の点検チェックポイントなど、ブロック塀等の安全確保に関する情報発信を行うなど、道路沿道のブロック塀等の耐震性能の確保を促進します。
	(3) その他住宅・建築物の 地震に備えた安全対策 の推進	窓ガラス等の落下防止対策、大規模空間の天井の脱落防止対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。 また、これらの被害を未然に防止するための必要な措置について、市民への情報提供を行っていきます。

## 住宅の耐震化の流れ

### ステップ1 行政や専門家に相談する

- 耐震化について理解しましょう。
  - お住いの住宅について、自己診断をしてみましょう。
- 相談窓口を活用しましょう。

### ステップ2 耐震診断を実施する

- 専門家による建物の健康診断を受けましょう。

### ステップ3 耐震改修を実施する

- 診断結果に基づき補強計画・耐震改修を行います。  
※診断結果によっては建替えが望ましい場合もあります。

## 自分でできる!住宅の耐震診断

### 自己診断表「誰でもできるわが家の耐震診断」

お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を行い、住宅のどのようなところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようにできています。

自己診断表は深川市・建築係にてご用意しています。どなたでもご自由にお持ちいただけます。

- インターネットでできる「誰でもできるわが家の耐震診断」もご利用下さい。

[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin\\_portal/daredemo\\_sp/](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/)



### 自己診断の方法

1から10までの問診表に答えます

該当した項目別の点数を合計します

合計は何点になりますか?

合計点によって判定・今後の対策がわかります

### 誰でもできる わが家の耐震診断



10点

ひとまず安心ですが、念のため  
専門家に診てもらいましょう

8~9点

専門家に診てもらいましょう

7点以下

心配ですので、早めに  
専門家に診てもらいましょう

## ご相談窓口

### 深川市役所 建設水道部 建築住宅課 建築係

〒074-8650 深川市2条17番17号

TEL : 0164-26-2323 FAX : 0164-22-2460

E-mail : [kenchiku@city.fukagawa.lg.jp](mailto:kenchiku@city.fukagawa.lg.jp)

耐震改修等の  
補助制度が  
あります。

- 木造住宅の無料耐震診断
- 木造住宅の耐震改修への補助
- 耐震性がない空き家等の解体費への補助(対象区域のみ)

※詳しい要件などについては、お気軽にお問い合わせください。